

コーポレートガバナンスガイドライン

2015.11.10 制定

2024.6.27 改正 同日実施

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、東急株式会社（以下、「当社」という。）が定める「グループ理念」の実現を通じて、企業価値を向上させ、社会に必要とされる企業グループであり続けるため、社会やグローバルな経営環境に適合した最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的とする。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、社会の基盤を担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の公正性・透明性を確保するとともに、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たす。

(本ガイドラインの位置づけ)

第3条 当社は、コーポレートガバナンスに関して、本ガイドラインを会社法、関連法令および定款に次いで位置づけ、これらに基づきコーポレートガバナンス体制の整備を行う。

第2章 株主との関係

(議決権の尊重)

第4条 株主総会における議決権の行使は株主の権利であり、当社は株主が議決権を適切に行使できるように努める。

2 当社は、株主が適切に議決権を行使できるようにするため、株主総会招集通知等を早期に送付、また当該内容をウェブサイトに掲載するなどし、その内容の検討時間を確保する。

3 当社は、議決権の電子行使を可能にするなど、全ての株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。

(株主総会)

第5条 株主総会は、株主によって構成される最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない。

2 当社は、正確な情報提供に基づく株主との建設的な対話を充実させるため、株主総会

関連の日程を適切に設定する。

- 3 当社は、株主との信頼関係を醸成するために、株主総会において株主に十分な説明と対話を行う。

(株主の利益に反する取引の防止)

第6条 当社は、株主の利益を保護するため、役員等の当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止する。

- 2 取締役、監査役および主要株主等との取引について、重要な取引または定型的でない取引については、取締役会による承認を要するものとする。

(株主との対話)

第7条 当社は、株主に対し、経営に関する重要な情報を積極的かつ適時・適切に開示する。

- 2 当社は、情報をわかりやすい内容で、かつ閲覧が容易となる多様な方法で開示する。
- 3 当社は、社長執行役員もしくはIR担当執行役員が中心となって株主との面談に臨むことを基本とし、コミュニケーションの充実に努め、株主との信頼関係を醸成する。

(政策保有株式)

第8条 当社は、長期的視点での事業戦略および財務戦略の円滑な遂行を踏まえ、取引先との関係の維持・強化により、当社および連結子会社の事業発展に資すると判断した株式を保有する。また、このような上場株式について、個別銘柄ごとに長期的視点での事業戦略および財務戦略に係る定性的な観点、および配当収益その他の経済合理性等の定量的な観点を踏まえて、毎年、保有意義を取締役会で検証する。その結果に基づき、保有意義が認められない場合には、株式市場の状況等を考慮しながら、縮減するなど見直しを行う。

- 2 政策保有株式の議決権行使に際しては、中長期的な株主価値の向上に資するか、当社の株式保有意義を損ねることがないかなどを個別に検証のうえ総合的に判断し、適切に行行使する。

第3章 コーポレートガバナンス体制

(業務執行および監査体制)

第9条 当社は、コーポレートガバナンスの体制として監査役会設置会社を選択し、監査役・監査役会が取締役、執行役員の業務執行を監査する。

- 2 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を取締役会およびその構成員である各取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う。

(取締役会の役割)

第10条 取締役会は、最良のコーポレートガバナンスの構築を通じて企業理念の実現を

- 目指し、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を行う。
- 2 取締役会は、法令、定款および「取締役会規程」に定められた重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - 3 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を執行役員に委任する。
 - 4 取締役会は、企業理念の実現、企業価値および株主の共同利益の中長期的な増大に努め、それらを損なう可能性のある行為に対して、多角的かつ十分な検討を行ったうえで、公正に判断し、行動する責務を負う。
 - 5 取締役会は、当社の持続的成長や中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図るため、中期経営計画などを策定し、業績目標の達成に向けて進捗状況を確認・精査し、必要に応じて対策を講じるとともに、適切な情報開示に努める。
 - 6 取締役会は、執行役員に対し、その職務執行状況について取締役会において報告をさせることにより、業務執行の監督を行う。
 - 7 取締役会は、代表取締役、執行役員を委嘱された取締役について、法令違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由等が発生した場合には、人事報酬委員会に諮問の上、代表取締役の解職、執行役員の解嘱等を行う。

（取締役会の構成）

第11条 取締役会は、取締役候補者の選定にあたり、人事報酬委員会を通じて、人格および見識に優れ、かつ高い経営能力を有し、当社の各事業分野に精通した取締役と、豊富な経験および幅広い見識を有する社外取締役を選定することで、適切なガバナンスが機能する経営体制の構築を図る。

（取締役会資料の事前配布）

第12条 取締役会における充実した議論を実現するために、議題に関する資料は、取締役会に先立って取締役・監査役に配布する。ただし、特に緊急性の高い案件については、資料を事前に配布せずに取締役会において議論を行う場合がある。

- 2 取締役会での議論や資料の機密性を保持するために、取締役・監査役は当該情報の取扱いに十分注意する。

（社外役員の独立性判断基準）

第13条 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれにも該当しない者は、独立性を有するものと判断する。

- (i) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の連結売上の2%以上を占める取引先」の業務執行者
- (ii) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社が売上の2%以上を占める取引先」の業務執行者
- (iii) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の連結総資産の2%以上を占める借入先」の業務執行者
- (iv) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、出資比率10%以上の当社の主要株主お

よび出資先」の業務執行者

(v) 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から年間10百万円超の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

(vi) 当社および連結子会社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

(筆頭独立社外取締役)

第14条 取締役会は、独立社外取締役と業務執行部門および監査役等との連携を強化し、取締役会等における議論を活発かつ実効的なものとするため、筆頭独立社外取締役を1名選定する。

(諮問委員会)

第15条 当社は、「取締役候補者の選定、執行役員の選任に関する事項等」、「取締役の報酬に関する事項等」について、経営の公正性・透明性をより高めるため、取締役会の諮問機関として、「人事報酬委員会」を設置する。

2 前項で設置する委員会の委員長は、筆頭独立社外取締役が担う。

(取締役会の評価)

第16条 当社は、取締役会における意思決定の有効性・実効性を担保するために、毎年自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果を開示する。

(監査役会の役割)

第17条 監査役会は、取締役・執行役員の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を選任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査、その他法令により定められた事項を実施する。

2 監査役会は、取締役・執行役員の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、使用人および会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人および内部監査部門ならびに社外取締役と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。

(監査役会の構成)

第18条 取締役会は、監査役候補者の選定にあたり、豊富な経験および財務・会計・法務等に関する幅広い見識を有し、かつ当社の事業や財務状況に関する十分な理解を有する人材の中から監査役会の同意を得て選定を行い、当社の経営に対し適正・適法に監査できる体制の構築を図る。

(独立専門家の活用)

第19条 取締役会、監査役会および各委員会は、必要な場合、会社の費用において外部の独立専門家のアドバイスを求めることができる。

(役員報酬)

第20条 取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会が人事報酬委員会に一任し、人事報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、決定することとする。

2 執行役員を兼務する取締役の報酬等は、一定割合を業績に連動する報酬とすることを原則とする。

3 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定することとする。

(内部通報制度)

第21条 当社は、従業員が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為等に関する情報を伝えることを可能にすること、また、伝えられた情報を客観的に検証し適切に活用することを目的に、内部通報に係る体制を整備する。

2 内部通報制度の運用状況については、取締役会へ定期的に報告する。

(企業年金積立金の運用)

第22条 当社は、受益者への安定的な年金給付を行うことを目的とした、年金積立金の運用の基本方針・運用指針を定める。

2 当社は、年金積立金の運用を運用機関に委託し、運用状況等について適切に監督する。

(会計監査人)

第23条 会計監査人は、財務報告の信頼性確保を任務としており、最良のコーポレートガバナンスの実現のために重要な役割を負う。

2 会計監査人は、当社からの独立性が確保されていなければならない。

3 会計監査人は、その監査の品質管理のために組織的な業務運営がなされていなければならない。

(改正)

第24条 本ガイドラインは、取締役会の決議により改正される。